

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲法・刑法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法、刑事訴訟法の3科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン（鉛筆は不可）を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、各科目1枚ずつです。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入してください。
また、解答用紙が不足した場合は、挙手のうえ、監督者へ解答用紙の追加を申し出てください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、いわゆるエホバの証人輸血拒否事件で問題となった憲法上の権利に関する最高裁判所判決の判旨（最判平 12 年 2 月 29 日、民集 54 卷 2 号 582 頁）と控訴審判決の判旨（東京高判平 10 年 2 月 9 日、高民集 51 卷 1 号 1 頁）を抜粋して、下線を引いたものである。下記の【事例】を前提として、それぞれの判旨を参照した上で、以下の設問に答えよ。

【事例】 X（原告）は、30 年来のエホバの証人の信者である。エホバの証人には、血を避けるべきという教義があり、X も輸血以外に救命手段がない場合でも、輸血を拒否する固い意志を有していた。X は、悪性の肝臓血管腫の手術を受けることになったが、担当医師は、手術前の説明の際に X の手術拒否を懸念して、「輸血以外に生命の維持が困難となった際には患者およびその家族の諾否にかかわらず輸血する」という治療方針を告げなかった。手術中、X に予想以上の出血があり、輸血がなされた。この事実を術後に知った X は、医師らに対して訴訟を提起した。

【最高裁判旨】 医師らが、肝臓の腫瘍を摘出するために、「医療水準に従った相当な手術をしようとすることは、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者として当然のことであるといえることができる。しかし、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」。そして、X が、「宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができると期待して」入院したことを医師らが知っていたなど本件の事実関係の下では、医師らは、手術の際に輸血以外には救命手段がない事態が生ずる可能性を否定し難いと判断した場合には、X に対し、そのような事態に至ったときには輸血するとの方針を採っていることを説明して、入院を継続した上、医師らの下で本件手術を受けるか否かを X 自身の意思決定にゆだねるべきであったと解するのが相当である。

【控訴審判旨】 医師らは、X の「生命を守るためには、本件手術を実施せざるを得ないと考えていたところ、本件手術に関し輸血がどの程度必要であるのか輸血をしなければどうなるかについて説明すれば」、X が「手術を拒否すると考えて、あえて説明をしなかったものであって、このような行為は正当であって許されると主張する。しかし、手術等に対する患者の同意は、各個人が有する自己の人生のあり方（ライフスタイルないし何に生命より優越した価値を認めるか）は自らが決定することができるという自己決定権に由来するものである」ところ、右主張は、この自己決定権を否定し……、いかなる場合であっても医師が救命（本件ではむしろ延命）のため手術を必要と判断すれば患者が拒否しても手術をしてよいとすることに成り兼ねないものであり、これを是認することはできない。すなわち、現状においては、ガン告知等医師の裁量によって説明の要否及び内容を判断すべき場合があることは確かであるが、本件については、前判示の病名、患者の意思の強固さ等の諸事情からいってそのような裁量によって説明をしないことが許される場合でないことは明らかである」。

問 1 本件で、原告側が主張したい憲法上の権利とはどのようなものと考えられるか。条文を挙げて、どのような権利かを説明せよ。【25 点】

問 2 問 1 で論じた憲法上の権利に対して、最高裁判決と控訴審判決はどのような考えを示したといえるか、評釈せよ。【25 点】

以 上

【刑 法】

問題

次の2問ともに答えなさい。

問1 次の【事例1】におけるXの罪責について、事実を挙げつつ論じなさい。

【事例1】

Xは、Aのマンション居室において、Aが死んでもかまわないと思いながら、Aに対し、夜間に3時間余にわたり、断続的に極めて激しい暴行を加えた。Aは、Xのすきを見てマンション居室から脱出することに成功したが、Xに対し極度の恐怖感を抱き、実際には追跡されていないものの、Xの追跡から逃れたい一心で、逃走開始から約20分後、マンション居室から約1キロメートル離れた場所で川を渡ろうとして水に飛び込み、急流に流されて溺死した。

問2 次の【事例2】におけるYの罪責について、事実を挙げつつ論じなさい。

【事例2】

Yは、Bから成人式に着る晴着を当日まで預かっておいてほしいと依頼されてこれを引き受け、Yが仕事に使用している事務所の倉庫でこれを保管していた。その後、Yは、Bの態度に気に入らないところがあったことから、預かっている晴着を売り払ってしまおうと考え、自宅に持ち帰るため、Yの事務所で保管しているB所有の晴着を、事務所外に持ち出した。

以 上

【刑事訴訟法】

次の【事例】を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事例】

2023年10月1日午後10時頃、A市B町1丁目2番3号先路上において、Vがナイフでその胸部を刺されて殺害される事件が発生し、犯人はその場から逃走した。たまたま同所を通行中に上記犯行を目撃したWが、犯人に「待て。」と言いながら、直ちに犯人を追跡したが、約1分後、犯行現場から約200メートル離れた地点で見失った。

Wの110番通報によりWのもとに駆けつけた警察官Kは、Wから、犯人の特徴（30代前半くらいの男、長身・やせ型、黒色系の上着等）及び犯人の逃走した方向等を聞き、Wが指し示した方向を探した結果、犯行から約1時間後、犯行現場から約4キロメートル離れた路上で、Wから聴取していた犯人の特徴と概ね合致する甲が急ぎ足で歩行しているのを発見した。ただし、甲は、Wの供述とは異なる緑色系の上着を着ていた。

Kは、歩行中の甲に停止を求めたうえ、職務質問を実施したところ、甲は、当初犯行を否認していたが、程なく犯行を自白した。そこで、Kは、甲を、Vに対する殺人の被疑事実により、事前に令状を得ることなく、現行犯逮捕した。なお、Vの殺害に使用されたナイフは、Vの胸部に刺さった状態で発見された。

〔設問〕 下線部の捜査の適法性について、論じなさい。

以 上